

I 騒音について

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
作業に伴い騒音が生じる場合 航空機・新幹線・自動車の騒音 について調べたい場合 特定工場・ 特定建設作業・ 近隣の騒音に困っている場合 騒音を数値化したい場合	環境庁	騒音に係る環境基準 航空機騒音に係る環境基準 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 特定工場等において発生する騒音の 規制に関する基準
	騒音規制法	特定建設作業に伴って発生する騒音の 規制に関する基準 自動車騒音の大きさの許容限度
	環境庁	在来鉄道の新設又は大規模改良に 際しての騒音対策の指針

○騒音規制法によって、特定工場・特定建設作業においては、騒音測定が義務づけられています。

→特定工場・特定建設作業に該当するか否かは各都道府県条例にてご確認ください。

○当社では、上記法令等の基準に基づいて、環境騒音から道路交通騒音及び特定工場・特定建設作業に係る騒音に至るまでの様々な騒音測定を行っています。

騒音に係る環境基準

地域の区分 及び類型		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例
		AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	70デシベル以下 ※45デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下	65デシベル以下 ※40デシベル以下
備考		①地域の類型・ AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A:専ら住居の用に供される地域・ B:主として住居の用に供される地域・ C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域・ ②時間の区分・ 昼間:午前6時から午後10時まで・ 夜間:午後10時から翌日の午前6時まで・ ③※は屋内へ透過する騒音に係る基準(個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる) ④この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。					

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(単位/WECPNL)
I	70以下
II	75以下

- (注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、
- II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
 - 各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(単位/デシベル)
I	70以下
II	75以下

- (注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、
- II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
 - 各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域	区分	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域		45デシベル以上 50デシベル以下	40デシベル以上 45デシベル以下	40デシベル以上 45デシベル以下
第二種区域		50デシベル以上 60デシベル以下	45デシベル以上 50デシベル以下	40デシベル以上 50デシベル以下
第三種区域		60デシベル以上 65デシベル以下	55デシベル以上 65デシベル以下	50デシベル以上 55デシベル以下
第四種区域		65デシベル以上 70デシベル以下	60デシベル以上 70デシベル以下	55デシベル以上 65デシベル以下

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

種類に対する規制基準	
騒音の大きさ	85デシベル
夜間または深夜作業の禁止	第1号区域:午後7時～翌日の午前7時まで 第2号区域:午後10時～翌日の午前6時まで
1日の作業時間の制限	第1号区域:1日につき10時間 以内 第2号区域:1日につき14時間 以内
作業時間の制限	同一場所において連続6日間以内
日曜日、その他の休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

(注) 区域の区分は、次の地域区分による。

- 第1号区域:特定工場等の騒音指定地域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに
- 第4種区域に属する区域であつて、(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
- (エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲、概ね80m以内の区域。
- 第2号区域:特定工場等の騒音指定地域のうち、第1号区域以外の区域。
- 基準値は、特定建設作業場所の敷地境界線上での値である。

自動車の大きさの許容限度

区域の区分	限度値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

①a区域は専ら住居の用に供される区域、b区域は主として住居の用に供される区域 c区域は相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される区域

②幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。

特定工場等

金属加工機械

圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5KW以上に限る)

製管機械

ベンディングマシン(ロール式であつて、原動機の定格出力が3.75KW以上に限る)

液圧プレス(矯正プレスを除く)

機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上に限る)

せん断機(原動機の定格出力が3.75KW以上に限る)

鍛造機

ワイヤーフォーミングマシン

ブラスト(タンブラスト以外であつて、密閉式を除く)

タンブラー

切断機(といしを用いるものに限る)

空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5KW以上に限る)

土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5KW以上に限る)

織機(原動機を用いるものに限る)

建設用資材製造機械

コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上に限る)

アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上に限る)

穀物用製粉機(ロール式であつて、原動機の定格出力が7.5KW以上に限る)

木材加工機械

ドラムバーカー

チップパー(原動機の定格出力が2.25KW以上に限る)

碎木機

帯のご盤(製材用では原動機の定格出力が15KW以上、木工用では原動機の定格出力が2.25KW以上に限る)

丸のご盤(製材用は原動機の定格出力が15KW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25KW以上に限る)

かんな盤(原動機の定格出力が2.25KW以上に限る)

抄紙機

印刷機械(原動機を用いるものに限る)

合成樹脂用射出成形機

鋳造型機(ジョルト式に限る)

特定建設作業

くい打機(もんけんを除く)
くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)

びよう打機を使用する作業

さく岩機を使用する作業(一日の最大移動距離が50mを超えない作業に限る)

空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15KW以上に限る)
を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)

コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上に限る)又はアスファルトプラント
(混練機の混練重量が200kg以上に限る)を設けて行う作業
(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)・

バックホウ(一定の限度の騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものを除き、
原動機の定格出力が80KW以上に限る)を使用する作業

トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものを除き、
原動機の定格出力が70KW以上に限る)を使用する作業

ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないとして環境大臣が指定するものを除き、
原動機の定格出力が40KW以上に限る)を使用する作業

特定工場等
金属加工機械 液圧プレス(矯正プレスを除く) 機械プレス・ せん断機(原動機の定格出力が1KW以上に限る) 鍛造機 ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5KW以上に限る)
圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上に限る)
土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5KW以上に限る)
織機(原動機を用いるものに限る)
コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95KW以上に限る) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10KW以上に限る)
木材加工機械 ドラムバーカー・ チッパー(原動機の定格出力が2.2KW以上に限る)
印刷機械(原動機の定格出力が2.2KW以上に限る)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30KW以上に限る)
合成樹脂用射出成形機
鑄造型機(ジヨルト式に限る)

特定建設作業
くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く) くい抜機(油圧式くい抜機を除く)・ くい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破碎機を使用する作業(一日の移動距離が50mを超えない作業に限る)
ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業(一日の移動距離が50mを超えない作業に限る)

関連登録資格	計量証明事業所登録 騒音一音圧レベル 第632号、振動加速度レベル 第633号
関連資格者	環境計量士(騒音)(振動)
関連主要設備	各種騒音計・振動計、周波数分析計

実績の一例

学校	一般企業
国立大学 低周波音調査	鉄鋼業 工場騒音・振動測定 輸送用機械器具製造業 ISO14001取得に伴う工場敷 地境界騒音・振動現状調査